

法人市民税税率表

福井市

(1) 法人税割の税率 14.7% (昭和56年8月1日以後に終了の事業年度から適用)

(2) 均等割の税率 次表のとおり (平成20年4月1日以後に開始の事業年度から適用)

法人等の区分		均等割税率
(1)	次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で 資本金等の額が千万円以下 であるもののうち、福井市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が 50人以下 のもの	年額 6万円
(2)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が千万円以下 であるもののうち、従業者数の合計数が 50人を越えるもの	年額 14万4千円
(3)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が千万円を超え1億円以下 であるもののうち、従業者数の合計数が 50人以下 であるもの	年額 15万6千円
(4)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が千万円を超え1億円以下 であるもののうち、従業者数の合計数が 50人を越えるもの	年額 18万円
(5)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1億円を超え10億円以下 であるもののうち、従業者数の合計数が 50人以下 であるもの	年額 19万2千円
(6)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1億円を超え10億円以下 であるもののうち、従業者数の合計数が 50人を越えるもの	年額 48万円
(7)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が10億円を超え もののうち、従業者数の合計数が 50人以下 であるもの	年額 49万2千円
(8)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が10億円を超え50億円以下 であるもののうち、従業者数の合計数が 50人を越えるもの	年額 210万円
(9)	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超え もののうち、従業者数の合計数が 50人を越えるもの	年額 360万円